

いいね！いぬやま創生本部設置要綱

（設置）

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、犬山市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、着実な推進を図るため、「いいね！いぬやま創生本部」（以下「創生本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 創生本部は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 犬山市人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 総合戦略の策定及び進行管理に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関すること。

（組織）

第3条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

（本部長及び副本部長の責務）

第4条 本部長は、創生本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 創生本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 創生本部の会議の進行は、副本部長が行う。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、創生本部の会議に第3条第1項に規定する者以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（検討委員会）

第6条 第2条各号に掲げる所掌事務を遂行するため、創生本部の下

に、犬山市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定検討委員会を置く。

(庶務)

第7条 創生本部の庶務は、企画財政部秘書企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月25日から施行する。

別表（第3条関係）

本部員	教育長 企画財政部長 総務部長兼出納室長 健康福祉部長 子ども・子育て監 都市整備部長 経済部長 生活環境部長兼防災監 水道部長 消防長 教育部長 議会事務局長
-----	---